

広島県告示第八百六十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県福山地域事務所建設局において、平成十九年八月三十日までの間、縦覧に供する。

平成十九年八月十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道松永新市線	福山市神村町字奥田上三二四六番一地从ら福山市神村町字奥田東平六二〇番一地从まで	平成十九年八月一六日